

税務課からのお知らせ

平成21年11月2日納期限の税目は、市・県民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料(普通徴収)第4期です。また、口座振替日も納期限日と同日ですので、前日までに残高をご確認くださいようお願いいたします。

市民の皆様から納付いただいております市税は、仙北市の今を、そして未来をかたち創る貴重な財源となっております。

仙北市では税の公平性を確保するため悪質な市税滞納者に対し、様々な行政処分(給与・預金等の債権や家電・家具等の動産の差押えなど)を行っております。やむを得ない事情があって納税できない方は一刻も早く相談をしてください。なお、差し押さえた件数は次のとおりです。

今年度実施した差し押さえ件数 **28件**

仕事などで日中の窓口開庁時間内に税金を納付することができない方のために時間外窓口を開設しております。今月の夜間窓口の日時は次のとおりとなっておりますのでお気軽にご来庁ください。

■開設日時:10月30日(金) 17時15分～19時 ※開設時間内にご都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

■場所:田沢湖庁舎…税務課 角館・西木庁舎…総合窓口課 (正面玄関よりお入りください)

■問合せ:仙北市税務課 納税係 TEL(43)11117

※多重債務に関する相談も随時行っておりますので、ご遠慮なく来庁又はご連絡ください。

美しい空をあなたの手でSTOP! 稲わら焼き 周囲の空気を汚さない優しい米作りをしましょう

**稲わら・もみ殻の
焼却をやめましょう**

稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。
特に、周辺に影響が出やすい**10月1日から11月10日**
までの間全面的に禁止しています。

- ◎一般道の車両をはじめ稲わら焼き等の煙による視程障害が、重大な事故を引き起こす原因となります。
- ◎稲わら焼き等の煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶこととなります。
- ◎乾燥機等からの排気についても、ゴミやホコリ等の飛散に注意してください。

※焼却を行った場合、県では**氏名公表も含めた厳重な措置**をとることがあります。

■問合せ:秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課 環境管理室 大気・水質班 TEL018(860)1603
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 E-mail:kankyokanri@pref.akita.lg.jp

やめよう! 野外焼却

廃棄物の焼却は、廃棄物の区分(一般廃棄物、産業廃棄物)・種類・量を問わず法律で禁止されています。

野外焼却は、ばい煙やダイオキシン類の発生を抑制するのが難しいこと、ばい煙は大気中に拡散し(思った以上に遠くへ運ばれること)、人の健康や周辺地域の生活環境へ支障をきたすことから禁止されたものです。

法律に違反して焼却をした場合、行政処分の対象となるほかに、警察の摘発により以下の「罰則」が適用されます。

■罰則等について:5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

■焼却禁止の例外:

伝統的行事及び風俗習慣上の行事のための焼却行為(火祭り、どんど焼き等)、学校教育及び社会教育活動上、必要な焼却行為(キャンプファイヤー等)など。

これらの場合でも

周辺の生活環境に出来る限り配慮しておこなう必要があります。

地域からの苦情発生などの周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、改善命令、措置命令等の行政処分や行政指導の対象となることがあります。

■問合せ:仙北市環境防災課 TEL(43)3308

